

令和4年8月15日

日本行政書士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましてもご承知のとおり、厚生年金保険・健康保険制度において、適用事業所となる事業所に士業を加える旨の改正法が令和4年10月に施行され、行政書士の業務を営む個人事業所においても、常時5人以上の従業員を使用する場合は、厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

厚生労働省・日本年金機構では、当該改正に際して適正な適用を図ってまいりたいと考えており、士業の皆様へ向けた周知のためのチラシを別添のとおり作成いたしました。

貴会におかれましては、当該チラシについて、貴会会報、ホームページ、会員向けメール等により貴会会員に周知をしていただけますと大変幸甚です。

何卒、ご高配をいただけますようお願いいたします。